

株主の皆さまへ

## 第42期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- ・ 事業報告  
新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
会社の支配に関する基本方針
- ・ 計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

2020年4月28日

**イオン北海道株式会社**

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
([https://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock\\_05.html](https://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock_05.html)) に  
記載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

## 1 新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2020年2月29日現在)

名称 (発行日)	区分	新株予約権 の数	新株予約権の目的と なる株式の種類及び数	行使可能期間	権利行使に際して 出資される財産の価額	保有する 者の人数
第12回(2018年度) 新株予約権 (2019年5月29日)	取締役 (社外取締役を除く)	150個	普通株式 15,000株	自2019年5月31日 至2034年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	2名

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者が新株予約権の行使をする条件は、当社の取締役または監査役の地位にあることとあります。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り行使ができるものとします。

### (2) 当事業年度中に職務の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 2 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関して下記の通り取締役会で決議しております。

(最終改定 2020年4月10日)

- ① 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 職務の執行にあたっては、2003年4月に制定されたグループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を行動の基本とし、法令あるいは定款の違反を未然に防止する。
  - ロ. 「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長としてコンプライアンス経営の監視、統制を確保する。
  - ハ. 取締役及び使用人が他の取締役などの法令及び定款の違反行為を発見した場合は、ただちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- 二. 当社はグループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期に発見し是正するため、当社に関連する事項は当社の管理担当役員に報告される。
- ② 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会並びに経営執行会議の決定に関する記録については、取締役会規則などに則り、作成、保存及び管理を行う。

- ロ. 職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報につき、これに関する資料と共に該当する文書管理規程に基づいて、適切に保存し管理する。
  - ハ. 個人情報保護については、グループ規程及び個人情報管理諸規程に基づき対応し管理する。
- ③ 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ. 各部門の所管する以下のリスクについて、人命の安全と事業の継続を確保するための環境と体制を整備する。
    - (i) 地震、洪水、火災、感染症、事故などの災害により重大な損失を被るリスク。
    - (ii) 取締役及び使用人の不適切な業務の執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク。
    - (iii) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク。
  - ロ. 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係る経営リスクについては、コンプライアンス委員会及び担当部署において規則・業務手順書の制定・マニュアルの作成・配布及び研修などを実施することにより全従業員に徹底する。
  - ハ. 全社的なリスクは総務部が統括し、各部署が所管するリスクは各部署の長が、リスク管理の状況を把握し取締役会及びコンプライアンス委員会などにおいて定期的に報告し、分析、対策を実施する。
  - ニ. 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から不当要求事実などの発生時には、警察当局・弁護士などとの緊密な連携により、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含め以下のように対応する。
    - (i) 不法不当な要求行為に対しては断固としてこれを拒否する。
    - (ii) 株主権の行使に関し、財産上の利益を供与しない。
    - (iii) 法令と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。
- ④ 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- イ. 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、会社規程に従い、各部門の会議、予算会議、開発会議、及び経営執行会議の審議を経て取締役会において決定する。
  - ロ. 取締役会及び経営執行会議での決定に基づく業務執行は、代表取締役のもと、取締役及び使用人が迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能の確立を図るため組織規程を定め、それぞれの職務権限や職務責任を明確にし、適切な業務執行と能率の向上を図る。
  - ハ. 取締役会の諮問機関として過半数は独立役員で構成される「独立役員会議」を設置する。「独立役員会議」は取締役などの人事（選解任）、報酬などに関し取締役会の諮問に基づき検討の上、審議・答申を行う。

- 二. 会社方針に基づいて現場である店舗が適正に運営されているか、内部監査部門が定期的に監査し取締役及び使用人並びに各部署の長に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び使用人並びに各部署の長は是正処理を講ずる。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制。
- ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
- ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
- ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- （i）イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
- （ii）当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。
- （iii）親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。
- ⑥ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な使用人を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。
- ロ. 監査役を補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。
- ⑦ 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

⑧ 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。

ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(i) 取締役及び使用人は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。

a. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実。

b. 当社の取締役及び使用人が法令または定款に違反する行為で重大なもの。

c. 内部通報制度にもたらされた通報の内容。

d. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの。

(ii) 経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

ロ. 内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

⑪ 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。

⑫ その他当該監査役設置会社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役及び取締役、並びに監査法人と、会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の重要課題について、それぞれ定期的に意見の交換を行うものとする。

- ロ. 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は内部監査部門などと連携体制が実効的に構築され、かつ運用されるよう取締役または取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下の通りであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

- イ. グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」に関する幹部社員向け研修及び一般社員向け研修を実施し、「イオン行動規範」の浸透を図りました。
- ロ. 代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を年間10回以上開催し、「勤怠管理」、「内部通報制度案件」、「お客さまお申し出対応」、「店舗業務監査結果」、「リスクアセスメントに基づく取組み」などの報告・討議を行いました。また取締役会において「CSR関係報告」を年間4回実施することでコンプライアンス経営の監視・強化に努めました。

### ② 情報の保存及び管理に関する取組み

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより適切に保存しています。
- ロ. 経営執行会議議事録、決裁伺い書等の業務執行に係る重要書類は、文書管理規程の保存期間に則り適切に保存しています。

### ③ リスク管理に対する取組み

- イ. 地震、洪水、火災等に備え、地震防災規程及び防犯規程に則り、行政機関及びグループ会社と連携して総合地震防災訓練等を実施しました。
- ロ. 想定されるリスク項目を影響額、発生頻度により評価した「想定されるリスクのリスト」に基づき取組み項目を設定し、重点管理しています。
- ハ. 店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、店舗の自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、イオングループ間との連携・情報共有を行い不備項目の改善を実施しています。

### ④ 職務の適正性と効率性に関する取組み

- イ. 取締役会を年間12回開催し、法定決議事項、経営方針、予算の策定等の重要事項を決定するとともに、取締役間意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
- ロ. 取締役会の実効性評価について、外部機関によるアンケート形式での調査を実施しました。結果については取締役会において議論し、抽出された課題を分析・評価しながら、更に取締役会の実効性を高めるための改善に取り組んでいます。
- ハ. 通常の業務執行に関しては、経営執行会議を年間10回以上開催し審議するとともに、3本部体制によるコンパクトな組織と責任体制のもと、迅速な意思決定と業務執行を行いました。

#### ⑤ 監査役の職務の執行について

- イ. 監査役会を年間10回以上開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
- ロ. 監査役は必要に応じて、会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。
- ハ. 監査役は、内部監査部門から定期的に監査状況の報告を受けるとともに、業務上の保管帳票の査閲、取締役や従業員から聴取を行うことにより、業務の執行状況を直接的に確認しました。
- ニ. 監査役は、イオングループの監査役協議会に都度出席し、グループにおける経営上の諸問題、国内の経営環境、監査上の留意点等について討議しました。

#### ⑥ 内部監査の実施状況について

経営監査室は、監査計画に基づき、以下の監査及び評価を実施し、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会等に報告を行いました。

- (i) 店舗業務監査
- (ii) フォロー監査
- (iii) まいばすけっと店舗監査
- (iv) 財務報告に係る内部統制評価

### 3 会社の支配に関する基本方針

当社は、親会社であるイオン株式会社、及びその子会社が所有する議決権の所有割合が50%を超えていることから、現時点では当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針は、定めをしておりません。

# 株主資本等変動計算書

第42期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,100	14,176	14,176	159	24,807	24,966
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩			－	△6	6	－
剰余金の配当			－		△1,267	△1,267
当期純利益			－		3,873	3,873
自己株式の取得			－			－
自己株式の処分			－		△7	△7
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－			－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△6	2,604	2,598
当期末残高	6,100	14,176	14,176	152	27,412	27,565

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△319	44,923	△68	△68	121	44,976
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－		－
剰余金の配当		△1,267		－		△1,267
当期純利益		3,873		－		3,873
自己株式の取得	△0	△0		－		△0
自己株式の処分	53	45		－		45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	60	60	△17	42
事業年度中の変動額合計	53	2,652	60	60	△17	2,694
当期末残高	△266	47,575	△8	△8	104	47,671

(ご参考) 第41期 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	6,100	14,176	14,176	2	165	22,617	22,785
事業年度中の変動額							
特別償却積立金の取崩			-	△2		2	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-		△6	6	-
剰余金の配当			-			△1,794	△1,794
当期純利益			-			3,979	3,979
自己株式の取得			-				-
自己株式の処分			-			△3	△3
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			-				-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2	△6	2,190	2,181
当期末残高	6,100	14,176	14,176	-	159	24,807	24,966

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△361	42,701	△30	△30	121	42,792
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩		-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-		-
剰余金の配当		△1,794		-		△1,794
当期純利益		3,979		-		3,979
自己株式の取得		-		-		-
自己株式の処分	41	37		-		37
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)		-	△37	△37	0	△37
事業年度中の変動額合計	41	2,222	△37	△37	0	2,184
当期末残高	△319	44,923	△68	△68	121	44,976

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

主として「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務を超えている当該超過額529百万円を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(5)消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(6)表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1)有形固定資産の減価償却累計額 66,051百万円  
(2)投資その他の資産に計上されている「長期債権」は、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。  
(3)関係会社に対する金銭債権債務額  
親会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 2百万円  
短期金銭債務 187百万円

3. 損益計算書に関する注記

- (1)関係会社との取引高  
親会社との取引高  
営業取引による取引高  
販売費及び一般管理費 412百万円

(2)減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を認識した資産グループの概要

場	所	用	途	種	類	件数	金額(百万円)								
道	央	地	区	店	舗	等	建	物	等	5	371				
道	南	地	区	店	舗	等	建	物	等	1	186				
道	北	地	区	店	舗	等	土	地	及	び	建	物	等	2	1,279
道	東	地	区	店	舗	等	建	物	等	1	28				

②減損損失の認識に至った経緯

事業用資産及び店舗用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

③減損損失の金額

種	類	金額(百万円)	
建	物	等	1,514
土	地		351
合	計		1,865

④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

⑤回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額、または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地等については固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.70%で割引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式	普通株式	106,211,086	-	-	106,211,086
自己株式	普通株式	558,128	64	93,300	464,892

(注) 自己株式の普通株式の増加64株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少93,300株はストックオプションの権利行使によるものであります。

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月10日取締役会	普通株式	1,267百万円	12円	2019年2月28日	2019年5月7日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年4月10日取締役会	普通株式	1,268百万円	12円	2020年2月29日	2020年4月30日

(3)当事業年度末日における新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2010年4月30日	普通株式	7,500株
2011年4月30日	普通株式	7,500株
2012年4月30日	普通株式	6,000株
2013年4月30日	普通株式	7,500株
2014年4月30日	普通株式	7,500株
2015年4月30日	普通株式	16,000株
2016年4月30日	普通株式	23,500株
2017年4月30日	普通株式	37,700株
2018年4月30日	普通株式	37,700株
2019年5月29日	普通株式	36,200株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	169 百万円
未払事業税等	167 百万円
貸倒引当金	466 百万円
減価償却超過額	311 百万円
減損損失	3,939 百万円
土地評価損	482 百万円
借地権償却	579 百万円
資産除去債務	355 百万円
その他	254 百万円
繰延税金資産小計	6,727 百万円
評価性引当額	△3,549 百万円
繰延税金資産合計	3,178 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	161 百万円
固定資産圧縮積立金	66 百万円
その他	34 百万円
繰延税金負債合計	262 百万円
繰延税金資産の純額	2,916 百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4 %
(調整)	
住民税均等割	1.9 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
評価性引当額の増減	2.3 %
その他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7 %

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	130 百万円
1年超	402 百万円
合計	532 百万円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

当社は、事業を行うための資金運用については主として安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入による調達を行っております。売掛金及び未収入金等の営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権を設定するなど保全措置を講じております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するため、長期借入金については固定金利での調達を行っております。

### (2)金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	2,746	2,746	－
(2)売掛金	480	480	－
(3)未収入金	5,728	5,728	－
(4)投資有価証券 その他有価証券	165	165	－
(5)差入保証金（1年以内期限到来分を含む） 貸倒引当金	9,189 △834		
	8,355	8,423	68
資産計	17,476	17,544	68
(1)支払手形	644	644	－
(2)電子記録債務	2,441	2,441	－
(3)買掛金	15,914	15,914	－
(4)短期借入金	5,900	5,900	－
(5)未払金	3,247	3,247	－
(6)未払法人税等	1,281	1,281	－
(7)預り金	6,184	6,184	－
(8)設備関係支払手形	2,304	2,304	－
(9)長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	8,245	8,280	35
(10)長期預り保証金（1年以内返済予定分を含む）	9,006	9,052	46
負債計	55,170	55,252	82

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は株式であり、取引所の価格によっております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。貸倒懸念債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)短期借入金、(5)未払金、(6)未払法人税等、(7)預り金、並びに(8)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定してしております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額90百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産 (4)投資有価証券」に含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北海道において賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時	価
10,193百万円		41,149百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記  
兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権または債務	
						科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンリテール株式会社	(被所有) 直接 0.4%	当社への商品の供給 建物等の賃借	商品の仕入 建物等の賃借 支払利息	14,671 3,990 116	買掛金 前払賃借料 差入保証金 未払賃借料	1,679 116 1,791 62
	イオンクレジットサービス株式会社	—	クレジット債権の譲渡等	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引 電子マネーチャージ代金等決済取引	98,507 61,955	未収入金 預り金	2,183 9
	イオントップパリュ株式会社	—	当社への商品の供給	商品の仕入	10,504	買掛金	1,161
	イオンディライト株式会社	(被所有) 直接 0.0%	当社施設のメンテナンス	固定資産の購入	1,850	未払金 設備関係 支払手形	14 1,170

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①商品の仕入は、大量一括購入により価格交渉力を高めるため、当該会社の仕切価格で当該会社より購入しているものであります。
- ②店舗賃借に関する条件は、一般取引条件と同様に近隣相場を参考に交渉のうえ、決定しております。
- ③支払利息については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ④クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引及び電子マネーチャージ代金等決済取引については、一般取引を参考に、契約により決定しております。
- ⑤固定資産の購入は、一般取引条件と同様に、提示された価格をもとに検討し、交渉のうえ決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産   | 449円 83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円 66銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (当社及びマックスバリュ北海道株式会社の合併について)

当社及びマックスバリュ北海道株式会社は2018年10月10日開催の取締役会決議に基づき、イオン株式会社は代表執行役の決定に基づき、当社とマックスバリュ北海道株式会社の経営統合に関する基本合意書を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社とマックスバリュ北海道株式会社は、2019年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ北海道株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます）を締結することを決議し、同日付で本合併契約を締結いたしました。

本合併契約は、2019年5月21日開催の当社第41期定時株主総会で、また2019年5月16日開催のマックスバリュ北海道株式会社の第58期定時株主総会で承認可決され、2020年3月1日付で合併いたしました。

#### (1)合併の目的

本合併により、両社の経営資源やノウハウの共有化を推進し、当事者のシナジーの極大化を実現することで、今まで以上に北海道に貢献できる企業に進化することを目指すことにより、北海道における「ベストローカル」を実現する運営体制を構築し、「変化し続けるお客さまのニーズ」に、多様なフォーマットでお応えできる事業基盤を確立し、北海道における市場シェアNo.1を実現させることを目的としております。

#### (2)合併の方法

当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ北海道株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

#### (3)合併後企業の名称

イオン北海道株式会社

#### (4)合併の時期

基本合意書締結日（両社）	2018年10月10日
定時株主総会基準日（両社）	2019年2月28日
合併に関する取締役会決議日（両社）	2019年4月10日
合併契約締結日（両社）	2019年4月10日
定時株主総会における合併契約承認決議 （マックスバリュ北海道株式会社）	2019年5月16日
定時株主総会における合併契約承認決議（当社）	2019年5月21日
最終売買日（マックスバリュ北海道株式会社）	2020年2月26日
上場廃止日（マックスバリュ北海道株式会社）	2020年2月27日
合併の効力発生日	2020年3月1日

#### (5)合併比率

##### ①株式の種類別の合併比率

マックスバリュ北海道株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式4.80株を割当て交付しております。

## ②合併比率の算定方法

当社は山田コンサルティンググループ株式会社を、マックスバリュ北海道株式会社は株式会社 A G S コンサルティングをそれぞれ第三者算定機関として、また当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、マックスバリュ北海道株式会社は岩田合同法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、当該第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ね決定いたしました。

## (6)相手会社の名称及び事業内容

- ①名称 マックスバリュ北海道株式会社
- ②事業内容 スーパーマーケット事業

## (7)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

## 12. 退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付制度の概要

規約型確定給付年金制度及び確定拠出年金制度（一部前払い退職金を含む）を採用しております。なお、人事制度の変更に伴う退職金規程の改定（2020年3月1日施行）により、規約型確定給付年金制度から確定拠出年金制度に移行し、新たに親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型のイオン企業年金基金制度を採用いたしました。

### (2)確定給付制度

#### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,934 百万円
勤務費用	168 百万円
利息費用	14 百万円
数理計算上の差異の発生額	5 百万円
退職給付の支払額	△100 百万円
退職給付債務の期末残高	3,022 百万円

#### ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,480 百万円
期待運用収益	104 百万円
数理計算上の差異の発生額	△32 百万円
事業主からの拠出額	126 百万円
退職給付の支払額	△100 百万円
年金資産の期末残高	3,578 百万円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,022 百万円
年金資産	△3,578 百万円
未積立退職給付債務	△556 百万円
未認識数理計算上の差異	26 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△529 百万円
退職給付引当金 (△は前払年金費用)	△529 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△529 百万円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	168 百万円
利息費用	14 百万円
期待運用収益	△104 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△21 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	57 百万円

⑤年金資産に関する事項

(イ)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	25 %
株式	27 %
その他	48 %
合計	100 %

(ロ)長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	3.0%

(3)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、96百万円であります。

13. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約期間等と見積り、割引率は0.195%～2.230%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,152 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5 百万円
時の経過による調整額	15 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1 百万円
期末残高	1,170 百万円

以上